

営業の状況 [貸出業務]

貸出金残高 [期末残高]

[単位：百万円、%]

種 類	平成20年3月期			平成21年3月期		
	残 高 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	残 高 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門
割 引 手 形	5,675 (1.3)	5,675	—	4,705 (1.0)	4,705	—
手 形 貸 付	53,323 (11.9)	53,323	—	48,860 (10.6)	48,860	—
証 書 貸 付	355,722 (79.5)	355,722	—	374,659 (81.6)	374,659	—
当 座 貸 越	32,849 (7.3)	32,849	—	31,063 (6.8)	31,063	—
合 計	447,570 (100.0)	447,570	—	459,288 (100.0)	459,288	—

貸出金残高 [平均残高]

[単位：百万円、%]

種 類	平成20年3月期			平成21年3月期		
	残 高 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門	残 高 (構成比)	国内業務部門	国際業務部門
割 引 手 形	5,379 (1.2)	5,379	—	5,157 (1.2)	5,157	—
手 形 貸 付	50,625 (11.6)	50,625	—	48,108 (10.7)	48,108	—
証 書 貸 付	352,719 (80.4)	352,719	—	365,109 (81.6)	365,109	—
当 座 貸 越	29,734 (6.8)	29,734	—	29,190 (6.5)	29,190	—
合 計	438,459 (100.0)	438,459	—	447,566 (100.0)	447,566	—

(注) 国際業務部門の国内店外貸建取引の平均残高は、月次カレント方式により算出しております。

貸出金の残存期間別残高

[単位：百万円]

種 類	平成20年3月期							平成21年3月期						
	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超	期間の定め のないもの	合 計
貸 出 金	110,093	84,736	70,998	35,576	100,064	46,101	447,570	109,744	86,603	75,862	37,394	106,045	43,636	459,288
うち変動金利		45,092	38,490	17,489	44,433	27,386			48,967	41,546	18,392	46,855	26,568	
うち固定金利		39,643	32,507	18,087	55,631	18,714			37,636	34,315	19,001	59,190	17,068	

貸出金業種別内訳

[単位：百万円、%]

業 種 別	平成19年3月期		平成20年3月期		平成21年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
製 造 業	32,054	7.1	39,706	8.9	49,080	10.7
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業 ・ 鉱 業	3,417	0.8	3,775	0.8	4,332	0.9
建 設 業	44,247	9.8	44,585	10.0	41,736	9.1
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	4,700	1.0	5,225	1.2	5,419	1.2
運 輸 ・ 情 報 通 信 業	10,128	2.2	9,826	2.2	13,013	2.8
卸 売 ・ 小 売 業	53,744	11.9	54,189	12.1	52,399	11.4
金 融 ・ 保 険 業	39,898	8.9	23,923	5.3	23,206	5.1
不 動 産 業	50,437	11.2	51,625	11.5	56,302	12.3
各 種 サ ー ビ ス 業	62,644	13.9	65,440	14.6	65,862	14.3
地 方 公 共 団 体	30,112	6.7	34,677	7.8	35,037	7.6
そ の 他	119,372	26.5	114,599	25.6	112,902	24.6
合 計	450,753	100.0	447,570	100.0	459,288	100.0

営業の状況 [貸出業務]

貸出金使途別残高

[単位：百万円、%]

区 分	平成20年3月期		平成21年3月期	
	残 高	構成比	残 高	構成比
設備資金	190,888	42.6	195,296	42.5
運転資金	256,682	57.4	263,992	57.5
合 計	447,570	100.0	459,288	100.0

貸出金担保別残高

[単位：百万円]

種 類	平成20年3月期	平成21年3月期
有 価 証 券	539	470
債 権	15,927	15,074
商 品	—	—
不 動 産	112,285	113,752
そ の 他	169	309
計	128,921	129,606
保 証	245,506	245,617
信 用	73,142	84,064
合 計	447,570	459,288
(うち劣後特約貸出金)	(—)	(—)

支払承諾見返担保別残高

[単位：百万円]

種 類	平成20年3月期	平成21年3月期
有 価 証 券	—	0
債 権	328	102
商 品	—	—
不 動 産	1,661	968
そ の 他	6	5
計	1,996	1,076
保 証	6,285	4,886
信 用	39	53
合 計	8,321	6,016

金融再生法に基づく債権区分の開示

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、当行の貸借対照表の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

[単位：百万円]

区 分	平成20年3月期				平成21年3月期			
	債 権 額 A	担保等による保全額 B	貸倒引当金 C	保 全 率 (B+C) / A	債 権 額 A	担保等による保全額 B	貸倒引当金 C	保 全 率 (B+C) / A
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	6,898	5,539	1,358	100.00%	9,167	7,010	2,157	100.00%
危 険 債 権	7,868	5,962	1,368	93.17%	4,943	4,069	704	96.57%
要 管 理 債 権	4,803	2,800	548	69.73%	826	446	89	64.90%
小 計	19,569	14,303	3,275	89.82%	14,937	11,526	2,951	96.92%
正 常 債 権	437,817				451,814			
合 計	457,387				466,752			

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいいます。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。
 3. 「要管理債権」とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

貸倒引当金残高

[単位：百万円]

区 分	平成20年3月期	平成21年3月期
一 般 貸 倒 引 当 金	1,620	1,202
個 別 貸 倒 引 当 金	2,740	2,875
合 計	4,360	4,077

貸倒引当金前期比増減

[単位：百万円]

区 分	平成20年3月期 (前期比増減)	平成21年3月期 (前期比増減)
一 般 貸 倒 引 当 金	△280	△418
個 別 貸 倒 引 当 金	147	135
合 計	△133	△283

貸出金償却額

[単位：百万円]

	平成20年3月期	平成21年3月期
貸 出 金 償 却	699	771

リスク管理債権

銀行法及び銀行法施行規則に基づき「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」をリスク管理債権として開示しております。

[単位：百万円]

区 分	平成20年3月期	平成21年3月期
破 綻 先 債 権 額	892	2,473
延 滞 債 権 額	13,805	11,577
3ヵ月以上延滞債権額	295	264
貸出条件緩和債権額	4,508	561
合 計	19,501	14,877

- (注) 1. 「破綻先債権」とは、未収利息を資産不計上とすることが認められる貸出金のうち、会社更生法等の法的手続きがとられている債務者や、手形交換所において取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金のことです。
 2. 「延滞債権」とは、6ヵ月以上利息の支払いが停止している貸出金等、未収利息を資産不計上とすることが認められている貸出金のうち、次の2つを除いた貸出金のことです。
 (1) 「破綻先債権」に該当する貸出金。
 (2) 「金利棚上げ」により未収利息を資産不計上とした貸出金。
 3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
 4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建または支援をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。